

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

定 款

2007年11月 9 日 制定

2007年12月 7 日 改定

2009年 6 月15日 改定

2010年 6 月15日 改定

2012年 6 月26日 改定

2013年 8 月30日 改定

2015年 6 月24日 改定

2020年 6 月26日 改定

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社と称し、英文では ARCHITECTS STUDIO JAPAN INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. フランチャイズチェーンシステムによる、土木建築工事請負業の加盟店の募集及び指導育成並びに販売促進ツールの販売
2. 前号の事業を営むフランチャイズ加盟店の技術・販売・建設等の提携、営業の譲渡・合併・分割とその仲介及び斡旋
3. 前各号に関するコンサルタント業
4. 建築家への設計・監理・デザイン等についての有料業務紹介
5. 講演会、シンポジウム、セミナー、各種イベントの開催
6. 市場調査、広告宣伝に関する業務
7. 建築資材、住宅設備機器の販売及び斡旋、輸出入
8. 家具の企画、制作、販売、輸出入
9. 照明器具の企画、制作、販売、輸出入
10. 映像、画像、音楽、書籍等著作物の企画、編集、制作、出版及び販売業務
11. 通信販売業
12. コンピュータソフトウェアの企画、設計、制作、販売、輸出入
13. コンピュータハードウェア及びその周辺機器の企画、設計、制作、販売、輸出入
14. コンピュータシステムによるデータ入力業務
15. 情報処理、情報提供サービス業
16. 不動産の売買、賃貸、管理ならびに、これらの仲介及び斡旋
17. 土木工事、建築工事、設備工事、機械器具の設置工事、その他建設工事の企画、設計、監理、施工に関する技術指導及び請負
18. 有価証券の取得及び保有、関連業務への投資、投資事業組合の財産の運用及び管理
19. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
20. 職業安定法に基づく民営職業紹介事業
21. 損害保険代理業
22. 住宅ローンに関する情報提供および仲介・代理業務
23. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、480万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議

事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、7名以内とする

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の会社に対する責任の免除)

第30条 当社は、取締役（取締役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(取締役の会社に対する責任の制限)

第31条 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 当社は、監査役会の決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の会社に対する責任の免除)

第41条 当社は、監査役（監査役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(監査役の会社に対する責任の制限)

第42条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の会社に対する責任の制限)

第46条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第48条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第50条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

第1条 第3条（本店の所在地）の変更は、2020年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。